

○青森市中央卸売市場業務条例施行規則【抜粋】

第三節 売買参加者

(承認申請)

第二十九条 条例第二十七条第三項の規定による承認申請書は、売買参加者承認申請書(様式第十六号)によるものとする。

2 第十八条第二項及び第三項の規定は、前項の申請書の添付書類について準用する。

(承認書の交付)

第三十条 市長は、前条の申請書を受理し、売買参加者を承認したときは、当該申請者に対し、売買参加者承認書(様式第十七号)を交付する。

2 第四条の三第二項の規定は、前項の承認書の再交付について準用する。この場合において、同項中「卸売業者」とあるのは「売買参加者」と、「許可書」とあるのは「承認書」と、「卸売業務許可書再交付申請書(様式第一号の三)」とあるのは「売買参加者承認書再交付申請書(様式第十八号)」と読み替えるものとする。

(令和二規則三三・一部改正)

(売買参加者章の交付等)

第三十一条 市長は売買参加者を承認したときは、当該売買参加者に対し、売買参加者章(様式第十九号)を交付する。

2 売買参加者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、前項の売買参加者章を着用しなければならない。

(不適格事実の生じた場合の届出)

第三十二条 売買参加者は、条例第二十七条第四項第一号又は第三号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(副参加者の承認申請)

第三十九条 仲卸業者又は売買参加者は、副参加者(仲卸業者又は売買参加者の使用人(法人の場合は、その役員を含む。)で卸売業者の行う卸売に参加する者をいう。以下同じ。)を使用しようとするときは、副参加者承認申請書(様式第二十四号)に次に掲げる書類を添付の上、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 履歴書及び写真
- 二 住民票の写し
- 三 市町村長の発行する身分証明書
- 四 その他市長が必要と認める書類

(副参加者章の交付等)

第四十条 市長は、前条の申請書を受理し、副参加者を承認したときは、当該申請者に対し、仲卸業者の副参加者章(様式第二十五号)又は売買参加者の副参加者章(様式第二十六号)を交付する。

2 副参加者は、卸売業者が行う卸売に参加するときは、前項の仲卸業者の副参加者章又は売買参加者の副参加者章を着用しなければならない。

(平成二六規則四・一部改正)

(記章の再交付)

第四十一条 せり人、仲卸業者、売買参加者、副参加者又は関連事業者は、せり人章、仲卸業者章、売買参加者章、仲卸業者の副参加者章、売買参加者の副参加者章又は関連事業者章を損傷又は亡失したときは、市長の承認を得て再交付を受けなければならない。

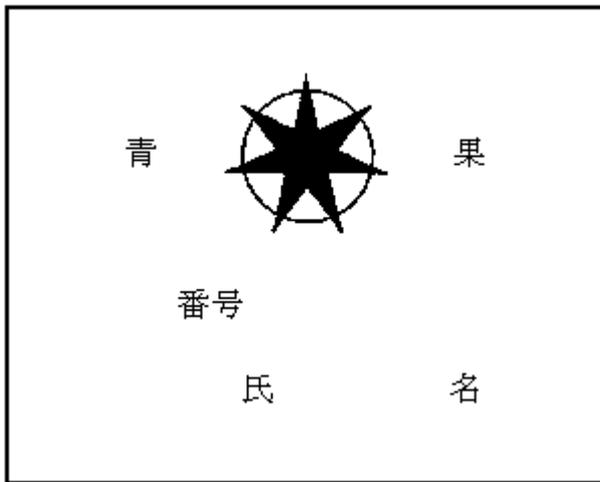
2 前項の規定により再交付を受ける者は、実費を弁償しなければならない。

(平成二六規則四・一部改正)

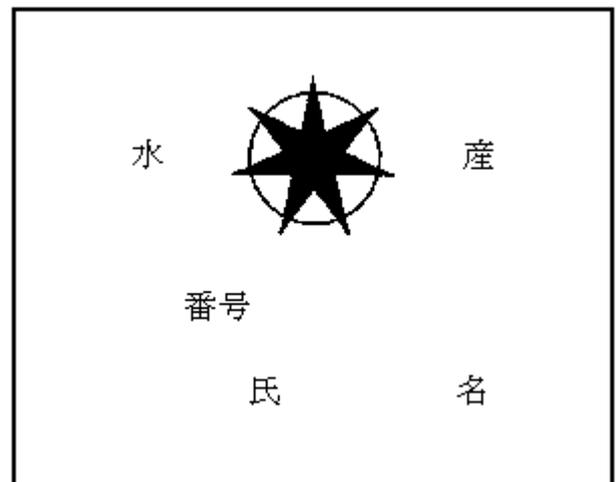
様式第19号 (第31条関係)

壳買参加者章

青果部



水産物部



| | |
|-----|-------------------|
| 縦横 | 60mm×100mm |
| 市章色 | 青緑色 |
| 字色 | 青果部 黒色 水産物部 黒色 |
| 地色 | 青果部 黄色 水産物部 黄色 |
| 材質 | 樹脂加工品等 |

様式第26号（第40条関係）

売買参加者の副参加者章

青果部



水産物部



| | |
|-----|-------------------|
| 縦横 | 60mm×100mm |
| 市章色 | 青緑色 |
| 字色 | 青果部 黒色 水産物部 黒色 |
| 地色 | 青果部 黄色 水産物部 黄色 |
| 材質 | 樹脂加工品等 |